

令和 2 年度

財政援助団体等監査報告書

長野市監査委員

2 監査第75号
令和3年3月29日

長野市長
加藤久雄様

長野市監査委員	西島勉
同	榑原剛
同	布目裕喜雄
同	松田光平

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項に規定する、令和2年度財政援助団体等監査（財政援助団体、出資団体及び指定管理者監査）の結果に関する報告を同条第9項及び第10項の規定により提出します。

一般財団法人ながの緑育協会

第1 監査の対象

財政援助団体・出資団体・指定管理者
所管部局

一般財団法人ながの緑育協会
都市整備部公園緑地課

第2 監査の期間

令和2年8月5日から令和3年3月18日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和元年度及び令和2年度（令和2年度は8月まで）に執行された出納その他の事務に関する出納関係書類等を調査し、一般財団法人ながの緑育協会（以下、「緑育協会」という。）及び公園緑地課双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。監査に当たっては、次のとおり着眼点を定めて実施した。

団体関係	所管部局関係
<p>(財政援助団体監査)</p> <ol style="list-style-type: none">1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。2 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。4 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。5 補助金に係る収支の会計経理は適正か。6 会計処理上の責任体制は確立されているか。7 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。 <p>(出資団体監査)</p> <ol style="list-style-type: none">1 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。2 設立目的（出資目的）に沿った事業運営	<p>(財政援助団体監査)</p> <ol style="list-style-type: none">1 補助金の決定は法令等に適合しているか。2 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。3 補助金に関する条件の内容は明確か。4 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。5 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。6 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。7 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。 <p>(出資団体監査)</p> <ol style="list-style-type: none">1 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

<p>が行われているか。</p> <p>3 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>4 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。</p> <p>5 経営成績及び財政状況は良好か。</p> <p>6 収益率、財政比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。</p> <p>7 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>8 会計経理及び財産管理は適切か。</p> <p>9 資金の運用は適切か。また、経費削減は図られているか。</p> <p>(指定管理者監査)</p> <p>1 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。</p> <p>3 利用促進のための努力はなされているか。</p> <p>4 施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>5 施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。</p> <p>(その他)</p> <p>出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、ミス及び不正の起きにくい事務処理とチェック体制(内部統制)が確立されているか。</p>	<p>(指定管理者監査)</p> <p>1 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。</p> <p>2 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</p> <p>3 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>4 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</p> <p>5 事業報告書の点検は適切になされているか。</p> <p>6 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、指示を行っているか。</p>
---	--

第4 監査対象団体の概要

1 設立年月日

平成26年10月1日

(平成23年4月20日ながの緑育協会設立、平成26年10月1日一般財団法人へ移行)

2 設立の目的

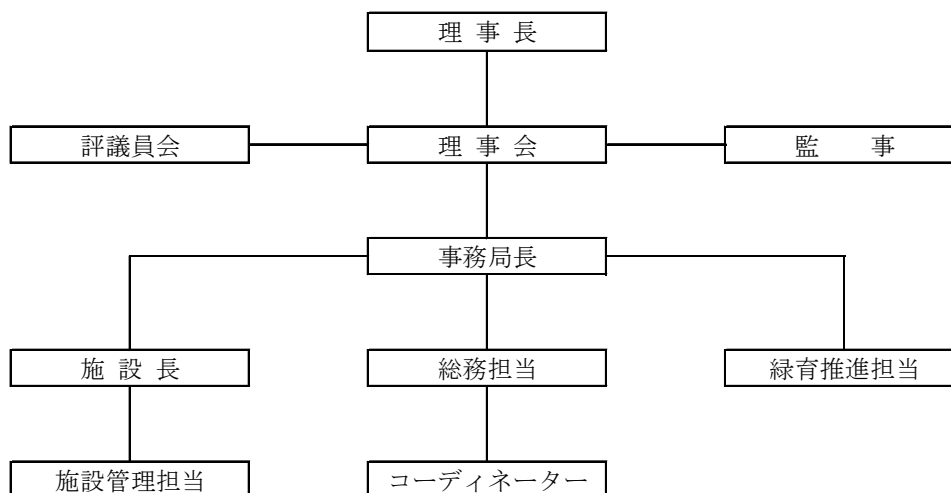
緑に関する普及啓発や人材育成事業等を行い、緑と親しむ文化や人を育む「緑育」の推進に寄与することを目的とする。(定款第3条)

3 実施事業

- (1) 緑化意識の啓発と緑の普及に関すること
- (2) 緑の人材育成と支援に関すること
- (3) 緑を支える仕組みづくりに関すること
- (4) 緑の情報発信に関すること
- (5) 公園緑地等の管理運営に関すること
- (6) 緑に関する物品の販売及び受託
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

4 組織及び職員数(令和2年4月1日現在)

(1) 組織図



(2) 評議員 6名

(3) 役員 8名

	常勤	非常勤	計
理事	1名	5名	6名
監事	—	2名	2名

(4) 職員 9名

	正規職員	臨時職員	パートタイム職員	合計
事務局長			1名	1名
施設長		1名		1名
施設管理担当		2名		2名
総務担当		1名		1名
緑育推進担当	2名		1名	3名
コーディネーター			1名	1名
合計	2名	4名	3名	9名

5 長野市との関係

(1) 出捐金

基本財産 3,162,500 円のうち、市の出捐額は 1,377,500 円で、基本財産に占める割合は 43.56%である。

(2) 公の施設の指定管理等

平成 28 年 4 月 1 日から篠ノ井中央公園、茶臼山自然植物園（上部植物園）及び茶臼山公園（植物園口駐車場）を管理運営している。（指定期間 5 年間）

(3) 役員及び派遣職員

役員のうち理事長は元副市長が就任している。事務局長は元市職員である。

令和元年度末まで、市から職員 1 名が派遣されていた。

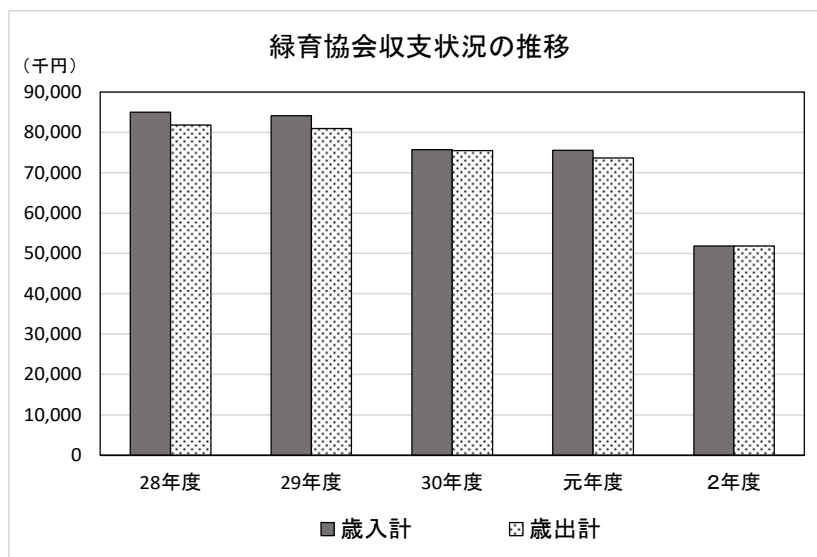
6 収支状況

(1) 過去 5 年間の収支状況の推移は、次のとおりである。

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入計	85,035,358	84,130,037	75,708,985	75,582,937	51,846,000
歳出計	81,854,940	80,962,525	75,425,426	73,644,084	51,846,000

(R2予算ベース)



(2) 過去5年間の歳入内訳の推移は、次のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率
長野市補助金	31,210,000	36.7	30,000,000	35.7	26,000,000	34.4	26,000,000	34.4	0	0.0
指定管理料	50,500,000	59.4	50,500,000	60.0	45,000,000	59.4	45,000,000	59.5	47,460,000	91.5
事業活動収入等	3,325,358	3.9	3,630,037	4.3	4,708,985	6.2	4,582,937	6.1	4,386,000	8.5
合 計	85,035,358	100	84,130,037	100	75,708,985	100	75,582,937	100	51,846,000	100

(R2予算ベース)

ア 長野市補助金

緑育協会が実施する緑育推進事業に対する補助金。

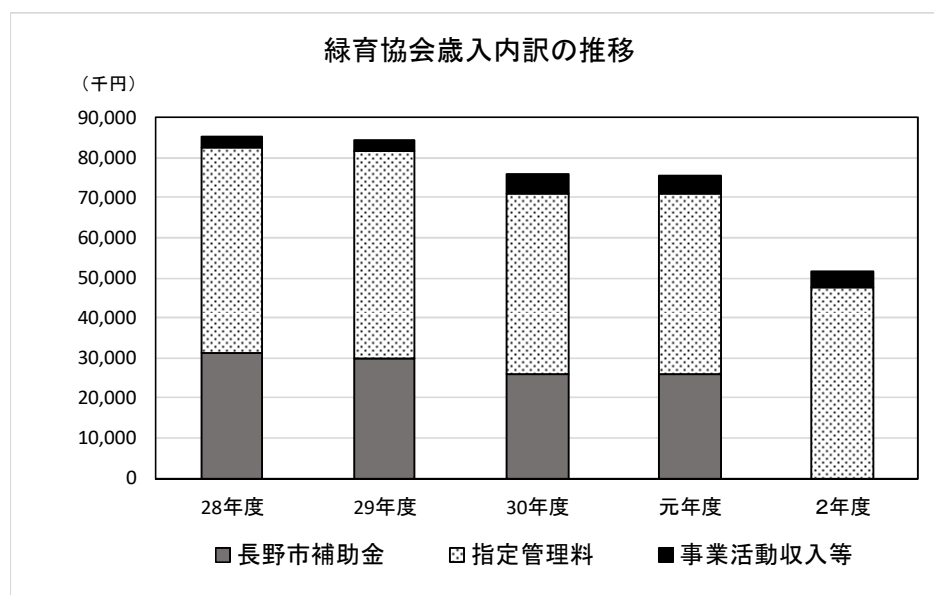
長野市都市緑化基金の枯渇により、その基金を原資としていた当該補助金が令和2年度から皆減となった。

イ 指定管理料

市からの指定管理料（四半期ごとの分割受領）

ウ 事業活動収入等

緑育協会賛助会員・緑育倶楽部員の会費、講習会等参加者負担金、花苗販売代、自動販売機手数料等、緑育協会独自の事業活動による収入である。



7 正味財産の増減

正味財産の増減の推移は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	671	537	269	269
② 受取会費	240,000	350,000	340,000	350,000
③ 事業収益	51,744,690	51,233,560	46,110,725	46,573,794
④ 受取補助金等	31,210,000	30,000,000	26,486,000	26,000,000
⑤ 雑収益	1,839,997	2,545,940	2,771,991	2,658,874
経常収益計	85,035,358	84,130,037	75,708,985	75,582,937
(2) 経常費用				
① 事業費	80,981,321	79,945,294	74,486,164	72,452,842
② 管理費	873,619	1,017,231	939,262	1,191,242
経常費用計	81,854,940	80,962,525	75,425,426	73,644,084
評価損益等調整前当期経常増減額	3,180,418	3,167,512	283,559	1,938,853
当期経常増減額	3,180,418	3,167,512	283,559	1,938,853
税引前当期一般正味財産増減額	3,180,418	3,167,512	283,559	1,938,853
当期一般正味財産増減額	3,180,418	3,167,512	283,559	1,938,853
一般正味財産期首残高	3,760,363	6,940,781	10,108,293	10,391,852
一般正味財産期末残高	6,940,781	10,108,293	10,391,852	12,330,705
II 指定正味財産増減の部				
指定正味財産期首残高	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500
指定正味財産期末残高	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500
III 正味財産期末残高	10,103,281	13,270,793	13,554,352	15,493,205

8 財務状況

資産、負債及び正味財産の推移は、次のとおりである。

(単位：円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
I 資産の部				
【流動資産】				
現金預金	11,122,798	12,757,608	14,919,389	16,477,744
売掛金	0	75,600	104,112	786,000
未収金	25,062	39,942	50,132	43,838
貯蔵品	231,636	110,376	207,376	98,550
前払費用	0	0	0	5,200
流動資産合計	11,379,496	12,983,526	15,281,009	17,411,332
【固定資産】				
(基本財産)				
その他基本財産	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500
基本財産合計	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500
(その他固定資産)				
リース資産	191,160	114,696	38,232	0
その他固定資産合計	191,160	114,696	38,232	0
固定資産合計	3,353,660	3,277,196	3,200,732	3,162,500
資 産 合 計	14,733,156	16,260,722	18,481,741	20,573,832
II 負債の部				
【流動負債】				
未払金	3,683,218	2,289,603	3,941,891	4,746,592
未払費用	359,472	347,064	350,907	143,101
前受金	30,000	11,000	0	0
預り金	295,025	156,566	171,959	30,734
リース債務	76,464	76,464	38,232	0
未払法人税等	71,000	71,000	424,400	160,200
流動負債合計	4,515,179	2,951,697	4,927,389	5,080,627
【固定負債】				
リース債務	114,696	38,232	0	0
固定負債合計	114,696	38,232	0	0
負 債 合 計	4,629,875	2,989,929	4,927,389	5,080,627
III 正味財産の部				
【指定正味財産】				
寄付金	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500
指定正味財産合計	3,162,500	3,162,500	3,162,500	3,162,500
(うち基本財産への充当額)	(3,162,500)	(3,162,500)	(3,162,500)	(3,162,500)
【一般正味財産】				
その他一般正味財産	6,940,781	10,108,293	10,391,852	12,330,705
一般正味財産合計	6,940,781	10,108,293	10,391,852	12,330,705
正味財産合計額	10,103,281	13,270,793	13,554,352	15,493,205
負債及び正味財産合計	14,733,156	16,260,722	18,481,741	20,573,832

第5 指定管理事業の概要

1 指定管理施設の概要

指定管理施設の概要は、次のとおりである。

施設名	所在地	開設年	面積	主な管理対象施設
篠ノ井中央公園	長野市篠ノ井会	平成22年3月	6.0ha	管理棟、トイレ棟、ビニルハウス、駐車場、四阿、遊具、植栽等
茶臼山自然植物園 (上部植物園)	長野市篠ノ井有旅	昭和53年3月	16.0ha	管理棟、トイレ棟、四阿、アスレチック遊具、植栽等
茶臼山公園 (植物園口駐車場)	長野市篠ノ井有旅	平成29年3月	1.6ha	駐車場、展望広場

2 指定管理事業の範囲

- (1) 施設の維持管理、運営に関すること
- (2) 自主事業
- (3) その他業務

3 指定管理料と事業収支

(1) 過去5年間の指定管理料の推移は、次のとおりである。

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料	50,500,000	50,500,000	45,000,000	45,000,000	47,460,000

(R2予算ベース)

(2) 指定管理事業収支（令和元年度実績額）は、次のとおりである。

(単位：円)

		指定管理者収支			市の収支	
		項目	金額		項目	金額
事業収支	収入	指定管理料	45,000,000	歳入		
		その他収入	567,677			
		計	45,567,677		計	0
	支出	人件費	11,515,109	歳出	指定管理料	45,000,000
		施設管理費	642,263			
		備品購入費	3,180,301			
		修繕費	1,201,904			
		光熱水費	1,852,838			
		事業費	22,727,111			
		事務経費その他	1,465,316			
計	44,932,593	計	45,000,000			
自主事業	収入	0				
	支出	0				
	自主事業損益	0				
損益		635,084	差引		△ 45,000,000	

4 指定管理施設の利用状況

指定管理施設の利用状況の推移は、次のとおりである。

(単位：人)

施設名 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度比 (H30→R元)
篠ノ井中央公園	53,604	64,817	63,990	58,952	92.1%
茶臼山自然植物園	14,848	22,269	19,302	25,526	132.2%

第6 監査の結果

緑育協会の事業は、運営目的及び計画に沿って適切に運営されていると認められた。

また、出納その他の事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事項は、次のとおりである。

1 基本協定書等について

(1) 基本協定書に係る仕様書の内容変更について

令和2年度から、緑育に関する事業を指定管理事業に組み入れる変更をしたが、仕様書の変更（追加）をしていなかった。また、変更に至る経過を書面に残していなかった。

仕様書は、指定管理事業実施のために必要な事項を定める重要なものであり、適正な事務処理を行われたい。

【緑育協会・公園緑地課】

(2) 責任分担区分について

基本協定書責任分担表では、1件10万円以上の施設修繕は市の負担としているが、協議の過程を書面に残すことなく、緑育協会の負担としている事例が散見された。

責任分担表と異なる処理をする場合は、基本協定書及び市指定管理者制度ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、協議書等を作成するなど、適正な事務処理を行われたい。

【緑育協会・公園緑地課】

(3) 委任業務の再委託について

基本協定書では、指定管理者は市の承諾を受けた場合、委任業務の一部を第三者へ委託できるとしているが、2公園の植栽管理業務について、市の承諾を受けずに第三者へ委託していた。

基本協定書及びガイドラインに基づき、適正な事務処理を行われたい。

【緑育協会・公園緑地課】

(4) 自主事業について

ガイドラインでは、指定管理者は、あらかじめ市の承認を得た上で自主事業を行うことができるとしているが、市の承認を得ずに自主事業を実施していた。

ガイドラインに基づき、適正な事務処理を行われたい。

【緑育協会・公園緑地課】

2 契約事務について

(1) 適正かつ公正な方法による事業者選定について

ア 事務処理規程では、物品購入、業務委託等に係る取引業者について、「適正かつ公正な方法に則って選定しなければならない。」としているが、事業者選定の基準やルールがないため、多くの契約が過去の実績等を理由とした一者随意契約となっていた。

取引業者が偏らないよう、実務的な基準やルール等を整備し、適正かつ公正な方法による事業者選定を行われたい。

【緑育協会】

イ 業務委託について、複数年にわたり同一事業者と自動更新による随意契約を継続しているものが多く見受けられた。(緑育アドバイザー業務、社会保険労務士業務、税理士業務、ホームページ管理業務、茶臼山自然植物園浄化槽維持管理業務、篠ノ井中央公園管理棟太陽光発電設備定期点検業務、一般廃棄物処理業務、産業廃棄物処理業務)

事務処理規程に基づき、特殊性のある業務以外は、複数の事業者から見積書を徴取し、価格比較を行うなどして、競争原理を働かせた適正かつ公正な方法による契約事務を行われたい。

【緑育協会】

ウ 自動販売機設置事業者の募集について、緑育協会ホームページでの公告期間が短期間であったため、他の事業者が当該募集情報を知り得ることが困難であり、結果的に、同一事業者が継続して自動販売機を設置していた。

基本協定書では、自動販売機の設置について、「長野市契約規則に定める入札等の手続に準じた公平な手続のもとに事業者を選定するものとする。」とあることから、市に準じて、10日以上公告期間の設定、指名競争入札の導入検討など、公平性及び競争性を確保した契約事務を行われたい。

【緑育協会】

(2) 契約書記載内容の整備について

緑育アドバイザー業務委託は、1日26,400円で契約締結をしているが、1日の業務時間の定義が不明瞭であった。また、契約書に定めのない0.5日という実績があり、1日の委託料を引用し、その半額を支出していた。

契約書記載内容を整備されたい。

【緑育協会】

(3) 委託業務の履行確認について

茶臼山自然植物園の浄化槽維持管理業務委託について、受託者が契約書に定める業務のうち「清掃の業者手配」を履行していなかったため、浄化槽法で義務付けられている「年1回の清掃」が未実施であったが、確認をしないまま委託料を支出していた。

委託業務の履行確認を徹底し、適正な支出事務を行われたい。

【緑育協会】

3 会計・経理事務等に関すること

(1) 決裁基準について

事務処理規程では「協会の運営上の重要事項については、理事長の決裁を受けなければならない。」としているが、重要事項の基準がない。

金額や事案に応じた明確な決裁基準を整備されたい。

【緑育協会】

(2) 旅費について

旅費規程では、半日当支給の規定はないが、昼食提供があった場合は、市に準じて日当の半額を支給する運用をしていた。

規程を整備し、適正な旅費の支給を行われたい。

【緑育協会】

(3) 金銭の收受事務について

ア 会計処理規程では、「金銭を収納したときは速やかに銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。」としているが、収納金を別の支出に充てている事例が散見された。

規程に基づき、適正な会計処理を行われたい。

【緑育協会】

イ 緑育協会は、登録制ボランティア「緑育倶楽部」を組織しており、年会費として会員1名につき1,000円（初年度は2,000円）を徴収しているが、金額、徴収の方法及び時期等の基準がない。

規程等を整備し、基準に基づく適正な收受事務を行われたい。

【緑育協会】

(4) 印鑑と通帳の管理について

会計処理規程では、「出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。」とあるが、会計責任者以外の職員でも印鑑が保管されている金庫を開錠し、印鑑を使用することが可能であった。

規程に基づき、適正な印鑑管理を徹底されたい。

また、通帳と通帳届出印が同一金庫内に保管されていた。

盗難、不正等を防ぐため、通帳と届出印は管理者及び保管場所を分けるなど、適切に管理されたい。

【緑育協会】

(5) 支出事務について

- ア 令和元年度の園芸教室講師謝礼金の支払漏れが1件あった。
複数人によるチェック体制を整え、適正な支出事務を行われたい。

【緑育協会】

- イ 支払帳票に添付されている領収書に、品名や数量の記載のないものが散見された。
領収書は、支払の証拠書類であるため、購入内容が確認できるものの発行を求め、
詳細な領収書が得られない場合は、伺い書摘要欄に内容を記載するなど、適正な支出事務を行われたい。

【緑育協会】

- ウ 緑育協会は、緑育サポーターが活動した際に交通費等を支給しているが、その支給基準がない。
規程等を整備し、基準に基づく適正な支出事務を行われたい。

【緑育協会】

(6) 緑育協会職員の勤務手当について

- ア パートタイム職員就業規則では、時間外、休日及び深夜勤務手当の算出方法について、日給額を基準としている。しかし、パートタイム職員の給与は時給制であるため、同勤務手当を算出することはできない。
規則を整備し、適正な支出事務を行われたい。

【緑育協会】

- イ 臨時職員の時間外勤務手当について、端数を切り上げて算定しているが、臨時職員就業規則及びパートタイム職員就業規則では、時間外勤務手当等の端数処理の規定がない。
規則を整備し、適正な支出事務を行われたい。

【緑育協会】

4 財産管理・施設管理に関すること

(1) 市が貸与している備品について

- 市が緑育協会に貸与している備品について、基本協定書に未記載のものがあつた。
また、標識（備品シール）の貼付のないものが散見された。
基本協定書を整備するとともに、市財務規則に準じた適正な備品管理を行われたい。

【緑育協会・公園緑地課】

(2) 遊具の管理について

- ア 茶臼山自然植物園にあるアスレチックの案内看板と現物が一致していないものがあつた。
また、緑育協会ホームページで、使用禁止として掲載しているアスレチックの情報に一部誤りがあつた。

正確で分かりやすい情報提供に努められたい。

【緑育協会・公園緑地課】

イ 茶臼山自然植物園にあるアスレチック 28 基のうち、8 基が劣化、損傷により使用できない状況となっていた。

安全性を確保するため、適宜、補修または更新を図るとともに、費用対効果を勘案し、不必要なものについては撤去されたい。

【公園緑地課】

第7 意見

書類監査及び関係職員の説明聴取を通して、検討を要する事項等について、次のとおり意見を添える。

1 緑育に対する認知度の向上について

緑育協会は、平成 23 年の設立以降、市の緑育行政を担う団体として積極的に事業を進めてきた。特に、緑育の拠点である篠ノ井中央公園において開催する各種展示会や講座、小学生対象の「育種寺小屋」（現：花育学校支援プロジェクト）などは、子ども達をはじめとする市民が、緑育を実践するきっかけとなり、一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、平成 29 年 8 月実施のまちづくりアンケートの結果では、「緑育の認知度」について、「知らない」との回答が 49.0%、「知っている」との回答は 12.6%に留まっている。さらに、「緑育協会の認知度」については、「知らない」との回答が 78.2%、「知っている」との回答は 4.4%である。

市と緑育協会は、「長野市緑を豊かにする計画」に基づき、これまでも情報発信に努めてきたが、PR方法の工夫など、更に効果的な情報発信により、緑育に対する認知度向上に努められたい。

また、緑育協会に対する市の出資比率は、現在 43.56%であるが、これを 50%以上に引き上げ、毎年度、議会に対して経営状況報告を行うことで、市民の理解や認知度の向上につながっていくと思われるため、市の出資比率の引上げについても併せて検討されたい。

【緑育協会・公園緑地課】

2 公園の指定管理者と緑育協会の在り方について

緑育協会は、篠ノ井中央公園及び茶臼山自然植物園の指定管理者に非公募で選定され、植栽管理業務を担っている。

植栽管理に当たっては、緑育協会職員だけでなく、緑育ボランティアが参画することで緑育を推進することを目標としているが、実際には、大半の業務が再委託されている

状況にある。

緑育協会は、樹木や花に関する専門知識や管理技術を有し、市民に対し緑育を普及啓発する団体であり、そうした特性や他の民間事業者の状況も踏まえながら、公園の指定管理者の在り方を検討されたい。

また、緑育協会が進めてきた緑育推進事業は、財源としてきた長野市都市緑化基金の枯渇により、令和2年度から市の補助金が皆減となったことに伴い、規模を大幅に縮小して、指定管理事業の中で実施することとなった。これに伴い、緑育協会においては、事業内容を再検討し、受講料など利用者負担の見直しにより、自主財源の確保に努めている。

緑育協会は、今後も更に効率的な経営に努めるとともに、市においても、緑育協会を緑育推進の担い手と位置付けていることから、緑育を持続可能なものとするための財源確保について検討されたい。

【緑育協会・公園緑地課】

3 篠ノ井中央公園の在り方について

平成29年の都市公園法改正により、公園は、量の整備から、都市・地域・市民のために多機能性を最大限に引き出す方針に転換し、民間活力による新たな整備手法「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設された。

篠ノ井中央公園の利用者アンケートを見ると、「木陰がほしい」「カフェやレストランがほしい」等の要望がいくつか見受けられた。木陰や雨を避けるための施設、子ども連れの家族や余暇を楽しむ高齢者等が気軽に立ち寄れる施設が、公園の利便性を高める手段となる。

市は、平成31年2月に、Park-PFIの可能性を探るサウンディング型市場調査を実施し、調査結果を踏まえて公募の参考とするとしたものの、新型コロナウイルス感染症による経済への影響等もあって、その後の進展は見られない。

多様な利用者や利用形態に対応し、地域に密着した公園としての効用を十分に発揮できるよう、感染症の終息後を見据えて、Park-PFI等の民間活力を導入した公園施設を早期に実現するよう取り組まれない。

【公園緑地課】

4 茶臼山自然植物園の在り方について

緑育実践の場と位置付けている茶臼山自然植物園は、面積が広大な上、最下部の恐竜公園入口から最上部までは、約200mの高低差がある。平成29年に植物園口駐車場を開設してアクセスの改善を図っているが、駐車場から上部区域へは急な坂道であるため、市民が気軽に訪れることができない立地条件にある。

このような立地条件にある広大な公園を維持管理していくことは、人口減少や税収の減少が見込まれる中、効率性、経済性の面から妥当とは言えない。このため、植物園の

コンパクト化や、緑育実践の場をアクセスが容易な恐竜公園に集約して一体的な管理を行うことを検討するなど、茶臼山自然植物園の在り方について研究されたい。

【公園緑地課】